

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

稚内市（以下「甲」という。）と利尻富士町（以下「乙」という。）とは、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第3に次のとおり追加する。

2 機関の共同設置

自治体事務の効率化と活用に係る利便性の向上	取組内容	行政委員会等の機関を圏域内で共同設置することにより、事務の効率化を進める。
	甲の役割	行政委員会等の機関が行う行政事務について検討し、共同処理が可能なものを共同化することにより、より効果的、効率的な行政事務を進める。
	乙の役割	行政委員会等の機関が行う行政事務について、共同処理が可能なものを共同化することにより、より効果的、効率的な行政事務を進める。

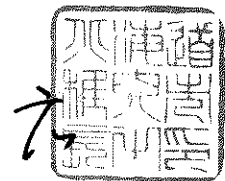
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年/2月27日

稚内市中央3丁目13番15号

甲
稚内市
稚内市長

石 崎 光



利尻郡利尻富士町鷺泊字富士野6番地

乙
利尻富士町
利尻富士町長

田 村 祥 三

